

意見書

平成 21 年 3 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条により、平成 21 年 1 月 29 日付けで公告された基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案(以下、「省令改正案」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 改正算定規則附則第 8 項について(アナログ加入者回線数の補正)

省令改正案の前段の議論である、「ユニバーサルサービス制度の在り方」についての答申(案)(以下、「答申(案)」という。)に対する意見募集(平成 20 年 10 月 28 日公表)において、弊社共を含め複数の事業者が、加入電話の補てん対象額を算定する際に用いる基礎的電気通信役務原価のうち設備管理部門の原価について、光 IP 電話へ移行したアナログ加入者回線について、当該回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなし算定すること(以下、「IP 補正」という。)の実施に係る様々な問題点について指摘していますが、IP 補正実施の是非についての議論は十分に尽くされていないものと考えます。

従って、IP 補正実施の是非について更なる議論を行ったうえで、省令改正の妥当性を改めて判断すべきと考えます。

2. 附則第 2 項について(制度の見直し)

答申(案)に対する弊社共意見(平成 20 年 11 月 27 日提出)でも述べたとおり、ユニバーサルサービス基金の補填方法については、制度の要否、及び基金の要否の検討がなされ、必要性が判断された後にはじめて検討すべきものと考えますが、現在に至るまで、この点について十分な議論がなされていません。このようにユニバーサルサービス制度の在り方について、十分な議論がなされていない状況において、IP 補正のみを行い、現行制度を 3 年もの長期に渡り延長することは妥当ではないものと考えます。

従って、そもそも変化の激しい電気通信市場において、加入電話網から IP 網への移行という非常に大きな変化が本格化しつつある現状を踏まえ、新制度への早期移行を視野にいれた抜本的な見直し議論を早急に開始すべきと考えます。

以上